

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成 30 年5月 23 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1700060号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800004号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年12月から昭和41年8月1日まで

16歳の時にB市のA事業所で働くようになり、同事業所の事業主(マスター)から、「年金に加入している。」と言われたことを覚えているので、厚生年金保険に加入していたと思うが、厚生年金保険被保険者記録が無いため、調査の上、請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「A事業所は、B市C区のDビルに在った。」旨陳述しているところ、昭和40年のB市C区住宅地図において、Dビルが確認でき、同年のB市職業別電話番号簿において、同ビルを住所とするA事業所が掲載されていることが確認できることから、請求者が同事業所に勤務していた可能性はうかがえるものの、請求者の請求期間における勤務状況等を確認できる資料は無く、請求者の勤務実態について確認できない。

また、請求者は、「A事業所は個人経営の事業所であった。」「A事業所に勤務していたのは事業主も含め4名だった。」「A事業所では給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨陳述していることから、請求期間当時、同事業所は厚生年金保険法における強制適用事業所ではなかったことがうかがえる上、事業所名簿検索システム及びオンライン記録において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。